

防整施第7126号
28.3.31
防整施第4975号
一部改正 令和2年3月30日

大臣官房会計課長
地方協力局施設管理課長
防衛大学校総務部会計課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局経理部経理課長
防衛医科大学校事務局経理部施設課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部総務部経理課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部総務部会計課長
航空幕僚監部防衛部施設課長
情報本部総務部会計課長
防衛監察本部総務課長 殿
各地方防衛局総務部長
北海道防衛局管理部長
東北防衛局企画部長
北関東防衛局管理部長
南関東防衛局管理部長
近畿中部防衛局管理部長
中国四国防衛局企画部長
九州防衛局管理部長
沖縄防衛局管理部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

整備計画局施設計画課長
(公印省略)

設計等技術業務委託契約書の運用基準について（通知）

標記について、設計等技術業務委託契約書について（防整施第6934号。28.3.31）に基づき別紙のとおり定めたので、遺漏のないよう措置されたい。

なお、設計等技術業務委託契約書の運用基準について（防整施第17577号。27.10.1）は、平成28年3月31日限りで廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設整備官、提供施設計画官、施設技術管理官

設計等技術業務委託契約書運用基準

1 対象業務

設計等技術業務委託契約書は、設計、測量及び調査（ボーリング調査、土質調査等をいう。以下同じ。）（以下「業務」という。）を対象とし、1件につき契約金額が予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2第1項に規定する金額以上の業務に適用する。

2 契約書柱書関係

受注者が共同体を結成している場合には、受注者の住所、会社名及び代表者氏名の欄には、共同体の名称並びに共同体の代表者及びその他の構成員の住所、会社名及び代表者氏名を記入し、押印するものとする。

3 第1条関係（総則）

- (1) 設計業務以外は、第4項を削除する。
- (2) 第12項において、受注者が共同体を結成している場合には、契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）と受注者との間ではすべての行為は共同体の代表者を通じて行うこととされているので、遺漏のないよう措置すること。
- (3) 秘密を要する調達に係る契約においては、「受注者は、特約条項の定めるところにより、秘密の保全を確実に行わなければならない。」と記載すること。

4 第3条関係（業務工程表の提出）

第1項の日数については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で延長又は短縮した日数を記載できるものとする。

5 第4条関係（契約の保証）

次のいずれかに該当する場合は、この条は削除する。

- (1) 建設工事等に係る契約の保証に関する取扱いについて（防整施第6945号。28.3.31）の別紙第1項第3号アに該当する場合。
- (2) 契約担当官等が、その必要がないと認めたとき。

6 第5条関係（権利義務の譲渡等）

第3項を使用しない場合は、同項及び第4項を削除する。

7 第10条関係（一括再委託等の禁止）

第3項の「その他必要な事項」とは、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の住所、業務の内容、再委託予定者を選定した理由、当該業務の担当責任者（測量又は調査にあつては、現場の担当責任者）の氏名等を含むものである。

8 第13条関係（監督官）

- (1) 第3項にいう「2名以上の監督官を定め、前項の権限を分担させたとき」とは、工事監督の実施細目について（防整技第7165号。28.3.31）第

4条に規定する同一の監督業務について2名以上の監督官を任命して権限を分担させた場合をいい、この場合には、それぞれの職務内容を監督官に明示すること。

(2) 第4項は、第2条第1項の特則を規定したのではなく、契約書ではなく設計図書において権限が創設される監督官の指示又は承諾について、原則として、書面によることを定めたものである。

9 第17条関係（履行報告等）

第1項の「この契約の履行についての報告」とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、業務計画書等の履行計画についての報告も含むものである。

10 第24条関係（業務の中止）

第3項の「増加費用」とは、中止期間中、現場を維持し（測量又は調査である場合に限る。）又は業務の続行に備えるため労働者、機械器具等を保持するために必要とされる費用、中止に伴い不要となった労働者、機械器具等の配置転換に要する費用、業務を再開するために労働者、機械器具等を現場に搬入する費用等をいう。

11 第29条関係（履行期間の変更方法）

(1) 第1項の「履行期間の変更」とは、第21条、第22条第5項、第23条、第24条第3項、第25条第3項、第27条第1項、第28条第1項及び第45条第2項の規定に基づくものをいう。

(2) 第1項の日数については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で延長又は短縮した日数を記載できるものとする。

(3) 第2項の「履行期間の変更事由が生じた日」とは、第21条においては、監督官が補正の請求を行った日、第22条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第23条においては、設計図書等の変更が行われた日、第24条第3項においては、契約担当官等が業務の一時中止を通知した日、第25条第3項においては、設計図書等の変更が行われた日、第45条第2項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。

12 第30条関係（業務委託料の変更方法等）

(1) 第1項の「業務委託料の変更」とは、第21条、第22条第5項、第23条、第24条第3項、第25条第3項、第27条第2項、第28条第2項及び第45条第2項の規定に基づくものをいう。

(2) 第1項の日数については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で延長又は短縮した日数を記載できるものとする。

(3) 第2項の「業務委託料の変更事由が生じた日」とは、第21条においては、監督官が補正の請求を行った日、第22条第5項においては、設計図書の訂正又は変更が行われた日、第23条においては、設計図書等の変更が行われた日、第24条第3項においては、契約担当官等が業務の一時中止を通知した日、第25条第3項においては、設計図書等の変更が行われた日、第27条第2項に

においては、受注者が同条第1項の請求を行った日、第28条第2項においては、契約担当官等が同条第1項の請求を行った日、第45条第2項においては、受注者が業務の一時中止を通知した日とする。

(4) 第3項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第21条、第23条、第24条第3項、第27条第2項、第28条第2項及び第45条第2項の規定に基づくものをいう。

1.3 第34条関係（不可抗力による損害）

(1) 第4項の「業務委託料」とは、損害を負担する時点における業務委託料をいう。

(2) 1回の損害額が当初の業務委託料の5/1000の額（この額が20万円を超えるときは20万円）に満たない場合は、第4項の「当該損害の額」は0として取扱うこと。

(3) 第4項の「当該損害の取片付けに要する費用」とは、第2項により確認された損害の取片付けに直接必要とする費用をいう。

(4) 契約担当官等は、現場説明書により第1号及び第2号の事項を了知させること。

1.4 第35条関係（業務委託料の変更に代える設計図書の変更）

第1項の日数については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で延長又は短縮した日数を記載できるものとする。

1.5 第40条関係（保証契約の変更）

第2項において、前払金超過額を返還する場合における前払金の保証契約の変更は、その超過額を返還した後に行うものとし、その変更後の保証金額は、減額後の前払金額を下らない額とする。

1.6 第41条関係（前払金の使用等）

第41条は、設計又は調査に適用するものとし、また、第41条の2は、測量に適用するものとする。

1.7 第42条関係（部分払）

第5項の日数については、履行期間、業務の態様等により10日以内とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、14日未満で、かつ、必要な範囲で延長又は短縮した日数を記載できるものとする。

1.8 第43条関係（部分引渡し）

第3項の日数については、履行期間、業務の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で延長又は短縮した日数を記載できるものとする。

1.9 第43条の2関係（国庫債務負担行為に係る契約の特則）

(1) 契約担当官等は、現場説明書等により次の事項を了知させること。

ア 各会計年度における業務委託料の支払の限度額（○年度○%以内と割合で明示すること。）

イ 各会計年度における業務委託料の支払の限度額及び履行高予定額は、受注

者決定後契約書を作成するまでに受注者に通知すること。

- (2) 支払限度額及び履行高予定額は、予算との関係も考慮し可能な限り予定される各会計年度の業務の進捗状況に応じた額を算出することとする。
 - (3) 支払限度額及び履行高予定額は、契約会計年度の翌会計年度以降に国庫債務負担行為（以下「国債」という。）の減額があった場合を除き、原則として変更しないものとする。
- 20 第43条の3関係（国債に係る契約の前金払の特則）
- (1) 契約担当官等は、現場説明書等により次の事項を了知させること。
 - ア 前金払の支払条件
 - イ 契約会計年度の翌会計年度に前払金の請求をする場合は、翌会計年度の予算が成立し予算の執行が可能となる時期以前においては請求することができないこと。
 - (2) 契約会計年度に前金払の一部を、翌会計年度にその残額を支払う場合は、契約書第43条の3第3項の（ ）書に契約会計年度の支払金額を記入すること。
- 21 第43条の4関係（国債に係る契約の部分払の特則）
- 契約担当官等は、現場説明書等により各会計年度における部分払の回数を了知させること。
- 22 第43条の2から第43条の4関係
- 契約が国債に基づかない場合は、この条は削除する。
- 23 第48条関係（発注者の催告による解除権）
- 第5条第3項を使用しない場合は、第1号を削除する。
- 24 第49条関係（発注者の催告によらない解除権）
- 第5条第3項を使用しない場合は、第2号を削除する。
- 25 第55条関係（解除に伴う措置）
- (1) 第4項の「撤去」には、貸与品等を契約担当官等に返還することが含まれる。
 - (2) 第6項の「処分」には、貸与品等を回収することが含まれる。
- 26 第56条関係（発注者の損害賠償請求等）
- (1) 検査期間は遅延日数に算入しないこと。
 - (2) 履行期間内に業務が完了し、検査の結果不合格の場合には、完了した日から契約書記載の業務完了の日までの日数は、修補日数から差し引いて遅延日数を算定すること。
- 27 第58条関係（契約不適合責任期間等）
- 第1項における契約不適合責任期間の存続期間については、業務ごとに定めるものとし、原則として2年とする。
- 28 第62条関係（紛争の解決）
- (1) 第1項の調停人については、1名と記載すること。
 - (2) 第1項の「紛争の処理に要する費用」には、現場検証、鑑定等の費用、調停人に対する謝礼等が含まれる。